

高知県私立学校電気料高騰緊急支援給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日府地創第127号・消地協第113号・総行第103号・入管庁支第161号・2文科政第25号・厚生労働省発会0430第2号・2農振第284号・20200428財地第4号・国総政第3号）に基づき、高知県私立学校電気料高騰緊急支援給付金（以下「給付金」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付の目的)

第2条 県は、エネルギー・物価高騰等の影響を受けた私立学校において、特に影響の大きい電気料金に対して緊急的に支援することにより費用負担の軽減を図ることを目的として、県内の私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は専修学校の設置者（以下「給付対象者」という。）に対して、予算の範囲内において給付金を給付する。

(給付金の額)

第3条 給付対象者に対する給付金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(給付金の給付の申請)

第4条 給付対象者は、給付金の給付を受けようとするときは、別記様式による給付金給付申請書に係る書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(給付金の給付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金を給付すべきものと認めたときは、速やかに給付金の給付の決定を行うものとする。ただし、給付対象者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、前項の規定により給付金の給付を決定したときは、給付対象者に対して給付金を給付するものとし、その内容を書面により通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により給付の申請の内容を審査した結果、給付金を給付しないことが適当であると認めたときは、不給付の決定を行うこととし、理由を付して書面により通知するものとする。

(調査等)

第6条 知事は、給付金に係る予算の執行の適正を期するために必要な限度において、給付対象者に対し、書類の提出又は報告を求め、必要な調査等を行うことができる。

(給付金の給付の決定の取消し)

第7条 知事は、第5条第1項の規定により給付金の給付の決定を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する場合には給付金の給付の決定の全額若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 別表第2に掲げるいずれかに該当したとき。
 - (2) この要綱に規定する申請書及び関係書類の記載内容に虚偽、不正等があることが明らかになったとき。
 - (3) 正当な理由がなく、前条に規定する調査等を拒んだため、給付金の適正な給付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、給付金の給付等に関し、知事の指示に従わなかったとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき給付金の給付の決定の全部又は一部を取り消すときは、理由を付して通知するものとする。

(給付金の返還)

第8条 知事は、前条第1項の規定に基づき給付金の給付の決定を取り消したときは、期限を定めて当該給付金を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第9条 給付対象者は、第7条第1項の規定に基づく給付金の給付の決定の取消しに係る給付金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、給付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。
 - 3 給付対象者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
 - 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。
 - 5 第1項又は第3項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、しゅん閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(情報の開示)

第10条 給付金の給付又は給付対象者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条から第10条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1 (第 3 条関係)

給付対象者	給付金額
<p>県内の以下の学校設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立小学校 私立中学校 私立高等学校 私立特別支援学校 私立専修学校 	<p>令和 3 年 10 月分から令和 4 年 3 月分までの電気使用量 (kwh) (寮にかかる電気使用量を除く。) の合計に 4. 2 2 円を乗じた額の 2 分の 1 以内</p> <p>ただし、電気料金の算定期間が暦月の期間と一致しない場合は、令和 3 年 10 月のうち過半数以上の日数が含まれる算定期間の電気使用量を令和 3 年 10 月分の電気使用量とし、当該算定期間から起算して 6 月分の電気使用量を令和 3 年 10 月分から令和 4 年 3 月分までの電気使用量とみなして算定する。</p>

別表第2（第5条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この表において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この表において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この表において同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この表において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 11 県税の滞納があるとき。